



東京高裁決定の衝撃

3月4日、東京高裁が解散命令を支持。弁護団は最高裁へ特別抗告した。国内外の法学者・ジャーナリストが信教の自由への影響を指摘、日米関係への波及も懸念される。本号では法的論点・有識者の声・国際評価を整理する。

■ 高裁決定の法理と最高裁段階

P2 解散命令請求の法的論点 – なぜ「不当」と指摘されるのか
宗教法人法・国際人権法・比較法の三つの視座から整理する

P3 福本修也弁護士、特別抗告理由書を最高裁へ提出
解散命令の違憲性を主張 – 厳格審査基準とLRA基準の未適用を指摘

P4 世論の変化 – メディアと識者の反応
事実に基づく再評価の動きが静かに広がりつつある

■ 国内外の有識者の声

P5 FOREF Europe が東京高裁決定を批判
欧州の宗教自由研究機関、「法的中立性の侵害」「戦前との類似」を指摘

P6 月刊『正論』5月号が東京高裁決定を特集
「法の支配が終わる日」 – 加藤文宏氏と中川晴久氏の対談を掲載

P7 小川榮太郎氏「解散命令は司法の自殺」
月刊 Hanada 2026年5月号 総力大特集「異議あり!!」に寄稿、最高裁に司法独立の堅持を要請

P8 福田ますみ氏が世界日報で東京高裁決定を批判
「初めから解散ありき」「パトカー伴い乗り込んだ清算人」を連載で指摘

■ 国際評価と日米関係

P9 韓鶴子総裁 2026年ノーベル平和賞候補に推薦
前 EU 信教の自由特使ヤン・フィゲル氏が推薦、UPF インターナショナルが発表

P10 元米国大使エバンス氏、家庭連合解散命令に懸念表明
世界日報独占インタビュー – 「日米関係の妨げとなる可能性」CPC 指定にも言及

■ 論壇対立

P11 浜田聡氏と紀藤正樹弁護士が SNS で応酬
家庭連合問題・拉致監禁問題を巡り、2026年3月に公開投稿で論争

解散命令請求の法的論点 — なぜ「不当」と指摘されるのか

要点

- 宗教法人法 81 条の「法令違反」に民法上の不法行為を含める解釈は、従来の運用を大きく逸脱する
- フランス反セクト法（アブー＝ピカル法）は欧州人権裁判所や国連から批判を受けており、日本の立法はその轍を踏む恐れがある
- 国連特別報告者 4 名が 2025 年 10 月に日本政府へ警告を発出、自由権規約 18 条違反の懸念を表明
- 解散命令は法人格の剥奪にとどまり、信教の自由そのものへの制約と評価し得る

宗教法人法 81 条の解釈問題

宗教法人法 81 条 1 項 1 号は「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」を解散事由と定める。従来、同条の適用はオウム真理教事件のような刑罰法令違反に限られてきた。しかし東京地裁（2025 年 3 月）および東京高裁（2026 年 3 月）は、民法上の不法行為もこの「法令違反」に含まれると判示した。

この拡大解釈に対しては、宗教法学者から「民事上の紛争を根拠に法人格を剥奪すれば、あらゆる宗教法人が解散リスクを負う」との懸念が示されている。1996 年の最高裁オウム決定が示した厳格な要件——組織性・悪質性・継続性——が、民事不法行為の文脈で同等に機能するかは法的に未解決の問題である。

フランス反セクト法との比較

パリ弁護士会所属のパトリシア・デュバル弁護士は、日本の立法動向がフランスのアブー＝ピカル法（2001 年制定）と類似した構造を持つと指摘する。同法は「精神的従属状態の利用」を処罰対象とするが、欧州人権裁判所はモスクワ・エホバの証人事件（2010 年）で「心理的支配」概念の法的根拠を否定した。国連特別報告者や欧州評議会も同法が信教の自由の国際基準を満たさないと批判してきた。デュバル弁護士は、日本が同様の法理を採用すれば国際的孤立を招くと警告する。

国際法上の評価

2025 年 10 月、国連人権理事会の特別報告者 4 名（信教の自由、少数者問題、集会結社の自由、教育の権利）が共同で日本政府に公開書簡を送付した。自由権規約（ICCPR）18 条 3 項は信教の自由の制限を「公共の安全、秩序、健康、道徳または他者の権利」に厳格に限定しており、日本国内法の「公共の福祉」概念はこの列举事由に含まれないとの見解を示した。布教活動や献金募集は同条約 18 条 1 項で保護される宗教的表現に該当し得るとも指摘された。

法的事実の冷静な検証と、国際人権基準に照らした議論の深化が求められている。

福本修也弁護士、 特別抗告理由書を最高裁へ提出

要点

- 家庭連合代理人・福本修也弁護士が 2026 年 3 月 25 日、最高裁に特別抗告理由書・許可抗告申立理由書を提出
- 宗教法人法 81 条 1 項 1 号の解釈を「違憲」と主張、憲法 31・20・21 条違反を指摘
- 「信教の自由制約場面での厳格な審査基準」の未適用を最強論点として提示
- 不当寄附勧誘防止法で対処可能 — 施行 3 年で家庭連合の違反事例ゼロの実績を援用

特別抗告の提出と違憲主張

世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）に対する宗教法人解散命令申立事件について、代理人弁護団を率いる福本修也弁護士（福本総合法律事務所）は 2026 年 3 月 25 日、最高裁判所に **特別抗告理由書** および **許可抗告申立理由書** を提出した。2026 年 3 月 4 日の東京高裁による解散命令支持決定を受けた、最高裁段階における主要な法的アクションである。

弁護団は、東京高裁による宗教法人法 81 条 1 項 1 号の解釈が **憲法 31 条**（適正手続保障）・**20 条**（信教の自由）・**21 条**（結社の自由）に違反すると主張する。最も強力な論点として、「信教の自由制約場面での厳格な審査基準」が高裁で適用されなかった点を指摘。宗教法人への最も重い制裁である解散命令を科すにあたり、国家側が最小侵害性を立証する責任を負うべきであり、その審査基準が不十分であったとの主張である。

LRA 基準と実績による反論

弁護団は、解散命令という最も重い制裁を科す前に、より制限的でない代替手段（Less Restrictive Alternative, LRA）が存在することを強調する。「刑事罰も用意されている不当寄附勧誘防止法をもって対処すれば足りる」と述べ、実績面でも次の事実を援用する。

不当寄附勧誘防止法施行から 3 年以上が経過したが、家庭連合に係る違反事例は 1 件も発生していない

この事実は、解散命令が「必要最小限度の制約」であるか否かの判断において重要な根拠となる。弁護団は併せて令和 7 年 3 月 3 日の最高裁決定（過料事件）にも言及し、関連判例の整理を行っている。

特別抗告理由書の全容と詳細な法的構成は、福本総合法律事務所公式サイトに掲載されている。

世論の変化 – メディアと識者の反応

要点

- 月刊正論・安藤慶太編集長が Facebook で政府対応を「デタラメ」と批判
- 「そこまで言って委員会 NP」（2025年2月16日放送）で解散命令の妥当性が議論に
- メディア・識者の間で、報道と行政対応を事実ベースで検証する動きが拡大

旧統一教会をめぐる報道と政府対応について、メディアや識者の間で事実に基づいた再検証の動きが広がっている。感情的な批判一色だった世論に、冷静な問い直しの声が加わり始めた。

安藤慶太氏の Facebook 投稿

月刊正論の安藤慶太編集長は自身の Facebook で次のように述べた。

「旧統一教会に対する一連の報道から解散命令請求に至るまでの日本政府の対応がデタラメだということに尽きます」

安藤氏は産経新聞社で長年にわたり社会部記者・編集委員を務めてきた人物であり、この投稿は保守系言論人の間で広く共有された。政府の手続き的正当性そのものに疑義を呈する内容として注目に値する。

「そこまで言って委員会 NP」での議論

読売テレビ「そこまで言って委員会 NP」は2025年2月16日の放送で宗教問題の特集し、旧統一教会への解散命令請求の妥当性についてパネリストが議論を交わした。番組では、報道の過熱が行政判断に影響を与えた可能性や、信教の自由との整合性について複数の論点が提示された。地上波の討論番組でこうした論点が扱われたこと自体が、世論の変化を映している。

広がる再評価の動き

弁護士でジャーナリストの楊井人文氏は、解散命令制度に構造的な不備があり、司法判断に「無理」が生じた可能性を指摘している。一連の議論は「教団擁護」ではなく、法の適正手続きを問うものとして位置づけられる。感情論から事実検証へ——この転換は、今後の宗教法人行政のあり方にも影響を及ぼすだろう。

FOREF Europe が東京高裁決定を批判

要点

- 欧州信教の自由フォーラム（FOREF Europe）に、東京高裁の家庭連合解散決定を批判する論考が掲載された
- 論考は「法的中立性の侵害」「秘密手続きの問題」「戦前との歴史的類似点」「憲法擁護の必要性」の4点を指摘
- 金沢大学の仲正昌樹教授（法哲学）が自身の X で同論考を紹介し、国際的発信が広がる

東京高裁が2026年3月4日に世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）の解散命令を支持したことを巡り、欧州信教の自由フォーラム（FOREF Europe）に批判的な論考が掲載された。論考は欧州の法律専門家によるもので、日本人学者の懸念を国際発信している。金沢大学の仲正昌樹教授（法哲学・政治思想史）は同論考を自身の X（旧 Twitter）で紹介した。

法的中立性の侵害

論考は、日本の判例（日蓮正宗・オウム真理教に関するもの）では「裁判所は神学的問題に介入してはならない」という原則が堅持されてきたと指摘する。しかし今回の東京高裁決定はこの原則を超え、「真の父母」や「祖先解放」といった教義概念を裁判所が再解釈した点に問題があるとする。

秘密手続きへの疑問

本件が「非争訟事件」として扱われ、公開審理なしに進行した点も問題視されている。論考は「ある法理が必然的に犯罪行為につながるかどうかという根本的な問題が、真の対立的な反対尋問なしに決定された」とし、「法の支配の原則に反する」と述べる。

戦前との歴史的類似点

論考が最も憂慮すべきものとして挙げるのが、戦前日本の大本教弾圧との類似点である。当時も国家は宗教文書を恣意的に解釈し、国家への脅威とみなしたと指摘。「『公共の秩序』を口実に国家が信教の自由を侵害していた時代への逆戻り」の危険性を警告している。

憲法擁護の要請

論考は結びで、信教の自由を保障する日本国憲法第19条および第20条を「最高裁判所によって擁護されなければならない」と述べ、国家裁判官が宗教問題において「異端審問官」となることを防ぐ必要があると訴えている。

月刊『正論』5月号が東京高裁決定を特集

要点

- 月刊『正論』2026年5月号が東京高裁決定を特集記事として掲載
- 特集タイトルは「法の支配が終わる日 — 旧統一教会・東京高裁決定の衝撃」
- 著述家・加藤文宏氏と東京キリスト教神学研究所幹事・中川晴久氏の対談形式で構成
- 保守系主要誌による取り上げは、家庭連合を巡る論壇の潮目を示す動きとして注目

産経新聞社発行の月刊『正論』2026年5月号は、東京高裁による世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）の解散命令支持決定（2026年3月4日）を特集記事として取り上げた。特集タイトルは「法の支配が終わる日」。編集部は「旧統一教会・東京高裁決定の衝撃」と副題を付している。

対談の構成

特集は、著述家の加藤文宏氏と、東京キリスト教神学研究所幹事を務める中川晴久氏の対談形式で組まれた。本誌 P.199 以降に対談が掲載されている。

タイトルに込められた問題意識

特集タイトル「法の支配が終わる日」は、東京高裁決定が日本の司法制度に与える影響への危機感を表している。宗教団体の解散命令を巡る手続きの在り方や、信教の自由を保障する憲法上の論点が議論されたものとみられる。

保守論壇での取り上げ

主要保守系月刊誌である『正論』が特集を組んだ点は、家庭連合を巡る論壇の潮目を示す動きとして注目される。同誌の安藤慶太編集長は過去にも Facebook で解散命令請求の手続きに疑問を呈してきた経緯があり、2026年4月発売の本号はそうした継続的な問題提起を具体的な特集として形にしたものといえる。

本号の発売に合わせ、東京高裁決定を法的観点から論じる他誌の記事も相次いで公開されている。2026年4月9日付の世界日報ではノンフィクション作家の福田ますみ氏が連載で「初めから解散ありき」と審理過程を批判しており、保守系メディアを横断する形で東京高裁決定を巡る議論が広がっている。

小川榮太郎氏「解散命令は司法の自殺」

要点

- 文藝評論家・小川榮太郎氏が月刊 Hanada 2026 年 5 月号に「旧統一教会解散命令は司法の自殺だ」と題する論考を寄稿
- 高裁決定の論理を「『はじめに解散ありき』の至上命令」と批判、最高裁に法の独立堅持を要請
- 解散執行で約 280 教団施設・職員と扶養家族計 4,374 名が生計の手段を奪われたと指摘
- 高裁が用いた「成立可能性が否定できない」9 億円超の認定方式を「詐欺論法」と糾弾

文藝評論家の小川榮太郎氏（社団法人日本平和学研究所理事長）は、月刊 Hanada 2026 年 5 月号の総力大特集「異議あり!!」に「旧統一教会解散命令は司法の自殺だ」と題する論考を寄稿した。同氏は東京高裁の家庭連合（旧統一教会）解散決定（2026 年 3 月 4 日）と即時の強制執行を「法治国家としての自殺」と表現し、最高裁に司法の独立を示すよう訴えている。

なぜ筆を執ったか

小川氏は冒頭で、家庭連合の問題には当初「近づきたくなかった」と述べる。同氏はあらゆる信教を原則的に尊重するものの、教団の教義や活動には踏み込んでこなかった。しかし高裁判決後に即時の差し押さえが行われたことで「私のなかでスイッチが入った」と記し、「これを放置することは法治国家としての自殺だ」と判断したという。

強制執行の規模とオウム真理教との対比

論考は、解散執行で全国約 280 の教団施設に清算人が警察官を伴って入った点を取り上げ、職員 1,933 人とその扶養家族 2,441 人の計 4,374 名が生計の手段を奪われた事実を「目のくらむような人権侵害」と指摘する。一方、過去にほぼ唯一の前例となるオウム真理教は 28 名殺害、教団内死者・行方不明者 30 名以上の凶悪事件を起こしたのに対し、家庭連合は「刑事事件をも起こしていない」と対比している。

「成立可能性が否定できない」9 億円の論理

論考が最も強く批判するのは、高裁が用いた不法行為認定の三段階分類である。決定文によれば、不法行為の「成立」が認められたのは 4 人（損害額 1,868 万円）に過ぎず、「成立可能性が相応」が 2 人（2,344 万円）。これに対し「成立可能性が否定できない」とされた事案は 138 人（約 9 億 1,545 万円）に上り、金額ベースで 99% 以上を占める。小川氏はこの認定方式を「詐欺論法」「事実上の法人への死刑宣告」と糾弾している。

岸田政権の法解釈変更にも疑問

小川氏は、岸田文雄前首相が 2022 年 10 月 18 日の衆院予算委員会では「民法上の不法行為は解散命令の要件に入らない」とした政府見解を、わずか翌 19 日の参院予算委員会で「民法の不法行為も入りうる」と変更した経緯を「政治的判断に引きずられた」と批判する。同氏は 2025 年に「公正・公平な裁判を求める有識者の会」に参加し、地裁判決時にも献金開始平均 32 年前・直近 11 年間の違法献金ゼロ等の疑義を指摘してきた。

最高裁への要請

論考は結びで「最高裁よ、ぜひとも踏みとどまってほしい」と訴え、「一時の政治判断に追従せず、司法の独立を示し、政教分離という自由社会の原則と法治国家としての尊厳を守ってもらいたい」と結んでいる。

福田ますみ氏が世界日報で東京高裁決定を批判

要点

- ノンフィクション作家・福田ますみ氏が世界日報連載（2026年4月9日・中編）で東京高裁決定を批判
- 家庭連合側の反証が「実質的に無視された」とし、「初めから解散ありき」の審理だったと論じる
- 決定後に清算人がパトカー3台を伴って教会に乗り込んだ件も取り上げ、「圧力効果」を指摘
- 福田氏は月刊『Hanada』でも文科省陳述書捏造疑惑を追及してきた

ノンフィクション作家の福田ますみ氏は2026年4月9日、世界日報の連載（中編）で東京高裁の家庭連合（旧統一教会）解散決定（同年3月4日）を批判する論考を発表した。福田氏は月刊『Hanada』4月号でも文科省陳述書捏造疑惑を追及しており、一貫して審理過程の問題を指摘している。

「初めから解散ありき」の審理

福田氏は連載で、東京高裁決定を「中立的な審理の結果」ではなく「最初から結論が決まっていたような異質な判断」と位置づけた。同氏は、家庭連合側の具体的な反証・反論・証拠類が「決定文の中で十分に扱われていない」と指摘し、「争点を丁寧にぶつけ合って結論を出したというより、片側の論理に大きく寄った判断だ」と述べている。

記事中では決定内容が「抽象的な言葉や広い概念で組み立てられており、個別事実を厳密に積み上げた判断になっていない」とし、「印象の強い表現で押し切られている」との見方も示された。

宗教法人法への波及懸念

福田氏は、この判断が一宗教法人だけの問題にとどまらず、宗教法人法全体の運用基準を揺るがすと論じる。「今回のような理屈が通るなら、将来ほかの宗教団体にも広く適用されうる前例になりかねない」とし、法解釈の拡張と運用の恣意化への警戒を促している。

「パトカー伴い乗り込んだ清算人」

連載は、決定直後に家庭連合の教会へ「パトカー3台」が来訪した件も取り上げた。福田氏は「教団側が危険だったから警察が来た」のではなく、「清算人側の要請や演出によって警察同行が起きたのではないか」との見方を提示。「警察の存在そのものが中立的な安全確保ではなく、教会側に圧力をかける効果を持った」と論じている。

同氏は、この出来事を「司法判断のあとに、清算や管理の局面でも強い実力的な対応が続いており、全体として一方向の圧力が積み重なっている」構図の一部として位置づけ、「解散・清算のプロセスが法的整理を超えて、宗教団体への威圧や信用失墜の手段になっているのではないか」と問題提起している。

韓鶴子総裁 2026 年ノーベル平和賞候補に推薦

要点

- 家庭連合・UPF 共同創設者の韓鶴子総裁が 2026 年ノーベル平和賞候補に推薦された（2026 年 4 月 3 日、UPFI 発表）
- 推薦者は前 EU 信教の自由特使ヤン・フィゲル氏（現・欧州信教の自由フォーラム会長）
- 推薦理由は「国家間の友好関係の増進」、具体的には宗教間対話、朝鮮半島平和、国連 NGO 活動など
- ノーベル賞ノミネーションは選出を意味するものではなく、ノルウェー・ノーベル委員会は毎年数百件を受領

UPF インターナショナル（UPFI）は 2026 年 4 月 3 日、世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）の韓鶴子総裁が 2026 年ノーベル平和賞候補に正式に推薦されたと発表した。推薦者は前欧州連合（EU）信教の自由特使のヤン・フィゲル氏で、同氏は現在、欧州信教の自由フォーラム（FOREF Europe）の会長を務めている。

推薦理由の 6 項目

フィゲル氏による推薦書は、韓総裁の数十年にわたる平和構築活動を評価し、以下の主要なイニシアチブを挙げている。

- 諸宗教間協力: 世界中の数千人の「平和大使」任命
- 朝鮮半島平和イニシアチブ: 国際「希望の集会」サミットの組織化
- 人道的評価: スンハク平和賞の設立
- 国連との関与: UPF と世界平和女性連合が ECOSOC 総合協議資格を通じた協力
- 38 度線平和イニシアチブ: 朝鮮非武装地帯（DMZ）への国際平和公園構想
- 文化外交: 韓国リトルエンジェルズ子供民俗バレエを通じたアウトリーチ

推薦者のコメント

フィゲル氏は推薦書で「韓鶴子博士は、対話、協力、人間の尊厳への敬意に根ざした平和構築への生涯にわたる献身を示してきた」と述べた。UPFI 会長のタゲルディン・ハマド博士も「機関構築、グローバル対話、人道的関与、文化外交を通じて、彼女は協力が花開くプラットフォームを作成してきた」とコメントしている。

ノミネーションの位置づけ

UPFI は発表文で、ノーベル平和賞のノミネーションは機密であり、ノルウェー・ノーベル委員会は毎年数百件のノミネーションを受け取ると説明。「ノミネーションは選出を意味するものではないが、平和と国際協力への重要な貢献の認識を反映している」と付け加えた。

韓総裁は 1992 年に世界平和女性連合を、2005 年に UPF を共同設立した。UPF は国連経済社会理事会（ECOSOC）の総合協議資格を保有する国際 NGO である。

元米国大使エバンス氏、 家庭連合解散命令に懸念表明

要点

- トランプ政権 1 期目の駐ルクセンブルク米大使ランディー・エバンス氏が世界日報独占インタビューに応じた
- 家庭連合解散命令について「間違いなく懸念を呼ぶ動き」と表明、日米関係構築の「妨げ」になる可能性を指摘
- 日本と韓国の宗教自由問題が「トランプ政権のレーダーに入っている」との認識を示す
- 米務省年次報告書での「特に懸念される国（CPC）」指定の可能性にも言及

トランプ米政権 1 期目に駐ルクセンブルク米大使を務めたランディー・エバンス氏は、世界日報の独占インタビュー（2026 年 3 月 30 日付）に応じ、世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）への解散命令について「間違いなく懸念を呼ぶ動きであり、日本政府が米国との関係構築を進める上で妨げとなる可能性が高い」と述べた。聞き手は同紙アメリカ総局長の山崎洋介氏。

「トランプ政権のレーダーに入った」

エバンス氏によれば、2025 年 9 月に韓国で保守系活動家の故チャーリー・カーク氏が特定の宗教団体への弾圧に警鐘を鳴らしたことを契機に、日本と韓国における宗教自由の状況が「トランプ政権のレーダーに入った」という。同氏はトランプ大統領が宗教の自由を「神から与えられた権利」と位置付けており、政権は各国における「反キリスト教的バイアス」を重要課題として扱っていると説明した。

日米関係への影響

エバンス氏が特に指摘したのは、日本政府が民事上の不法行為を根拠に教団の解散を進めた点と、礼拝施設や墓地などの資産が差し押さえられた点である。同氏は「トランプ政権は、同盟国であっても、問題を見て見ぬふりをしたり、困難な問題を避けたりすることはしない」と述べ、宗教の自由問題が今後の対日外交で取り上げられる可能性を示した。

米国が取り得る対応手段

エバンス氏は、トランプ政権に複数の対応手段があると説明した。トランプ氏が創設した宗教の自由委員会による調査、米務省による信教の自由に関する年次報告書での扱い変更、そして現在 13 カ国（中国、ロシアなど）が指定されている「特に懸念される国（CPC）」に日本が指定される可能性も排除しなかった。政権内部で非公開の外交ルートを通じて日本側に懸念を伝えることや、政権高官を派遣して調査を行うこともあり得るとした。

エバンス氏は 2026 年 3 月 19 日にホワイトハウスで行われた日米首脳会談に関連しては、トランプ氏が重要な懸念事項を「非公開で伝えることが多い」と説明した。

浜田聡氏と紀藤正樹弁護士が SNS で応酬

要点

- 前参議院議員の浜田聡氏と紀藤正樹弁護士が2026年3月にX（旧Twitter）上で家庭連合問題を巡り応酬
- 紀藤弁護士は浜田氏を「統一教会シンパ政治家」と投稿、浜田氏は拉致監禁問題の「悪質性」を主張
- 背景には2015年最高裁判決（後藤徹氏裁判）と全国弁連を巡る長年の論争
- 浜田氏は2026年4月の京都府知事選に出馬し次点（約18.2万票）、現職・西脇氏に敗れた

前参議院議員の浜田聡氏（日本自由党）と紀藤正樹弁護士が2026年3月、X（旧Twitter）上で世界平和統一家庭連合（家庭連合、旧統一教会）問題を巡り公開で応酬した。

SNS 上の応酬

紀藤弁護士は2026年3月9日のXで「浜田氏は統一教会の『シンパ政治家』として稀有な存在」「統一教会問題ですら勉強しない方は一事が万事、政治家の適性を欠く」と投稿した。これに対し浜田氏は翌10日、「私は統一教会問題を勉強したからこそ、あなたの関与してきた拉致監禁などの行為の悪質性に気付いた。勉強しない他の国会議員と私と一緒にしないでいただきたい」と返信した。

2015年後藤徹氏裁判最高裁判決

浜田氏が言及した「拉致監禁」問題の法的背景には、2015年の最高裁判決がある。家庭連合信者だった後藤徹氏が12年5ヶ月（4536日間）にわたって監禁された事件で、最高裁は監禁の違法性を認定し、親族および脱会支援者の宮村峻氏らに賠償を命じた。後藤氏は2026年2月に自伝『死闘 監禁4536日からの生還』（創藝社）を出版している。

全国弁連を巡る構造的論点

一部の論者は、全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）が「被害者救済」を標榜する一方で、違法な強制脱会活動と構造的に近接していたとの見方を示している。元全国弁連の伊藤芳朗弁護士による陳述書や、内部関係者からの手法への疑問も報じられてきた。紀藤弁護士は一貫して監禁行為を「家族の愛情による保護説得」と表現し、自身の直接的な関与を否定してきた。

京都府知事選の結果

浜田氏は2019年にNHK党の参院比例代表で繰り上げ当選し1期務めた後、2026年4月5日投開票の京都府知事選に日本自由党から出馬した。行財政改革や減税を掲げたが、現職の西脇隆俊氏（約41.3万票）に及ばず次点（約18.2万票）で落選した。一方、共産推薦の藤井伸生氏（約14.9万票）を上回った。